平成22年第28回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

１、平成22年第28回岩手町農業委員会総会は、平成22年６月21日、午後１時30分、岩手町役場第４会議室に招集された。

１、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

（１）報告第１号　農地法第18条第６項の規定による通知について

（２）議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について

（３）議案第２号　農地法の適用外証明に対する可否の決定について

（４）議案第３号　買受適格証明願に対する意見の決定について

１、本日の出席委員は、次のとおりである。

１番　幅　　清一
６番　遠藤　幸夫
７番　黒澤　金一
８番　細野　清悦
９番　三浦　博子
10番　千葉　靜子
11番　太布　光則
12番　岩﨑　　明
13番　佐々木　由和
14番　田中　正志
15番　國枝　金一
16番　井戸　ツヨミ
17番　澤村　勇次郎
18番　松本　良子（会長職務代理者）
（議長）19番　福島　昭士（会長）

１、本日の欠席委員は、次のとおりである。

２番　三浦　新太郎
３番　岩舘　修一
４番　武田　昭蔵
５番　横澤　稔秋

１、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長　　千葉　照雄
農地振興係主幹　　田村　　寿
副主幹　　川村　祐子

副主任　　山中　寿行

（開会時刻　午後１時30分）

議　　長　ただいまから第28回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、本日の欠席通告者は、２番三浦新太郎委員、３番岩舘修一委員、４番武田昭蔵委員、５番横澤稔秋委員の４名であります。

議　　長　会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、当職より指名いたします。16番井戸ツヨミ委員、18番松本良子委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の山中副主任にお願いいたします。

議　　長　本日の総会は、配布してあります報告１件、議案２件、追加議案１件の提出があります。お諮りします。報告１件、議案２件、追加議案１件を議題とすることにご異議ありませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、報告１件、議案２件、追加議案１件を議題とすることに決定いたしました。

議　　長　報告第１号農地法第18条第６項の規定による通知についての件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　　資料は２ページとなります。農地法第18条の規定による合意解約通知について、です。受付番号１番となります。土地の所在は、大字土川第１地割の土地です。登記地目、現況地目、田、畑となっており、合計11筆です。面積は、田10,401㎡、畑27,363㎡、借受人が、大字土川第１地割の59歳の男性です。貸出人が、大字土川第１地割の81歳の男性です。解約の理由は、双方合意によるものです。この件は、10ページで、新たに３条申請が提出されていますが、使用貸借を今回解約して、一括贈与するというものです。

議　　長　説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　その他ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第１号農地法第18条第６項の規定による通知について異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、報告第１号農地法第18条第６項の規定による通知について、を終わります。

議　　長　議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定についてであります。事務局の説明を求めます。

事　務　局　　議案第１号でございます。ページは８ページをご覧願います。

農地法第３条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について、受付番号８番、土地の所在は、大字一方井17地割の畑6,509㎡、借受人が、大字久保９地割の58歳の男性の方です。貸出人が大字川口15地割の42歳の女性です。譲渡しの理由は、兼業による経営縮小のため貸し出すものです。借受人の延べ耕作面積は、50,541㎡、家族数が４人で耕作者数は３人です。無償で使用貸借をするものであります。今回、耕作放棄地の再生交付金の対象事業となります。再生作業にあたり、用いた経費、１反部当たり３万円の交付金が出ます。場所につきましては、６ページ大森、山辺内に元の自宅がありますが、その近くの６反５畝の畑になります。

７ページ受付番号５番農地法第３条の規定による農地等の所有権移転売買となります。受付番号５番は合計で４筆、土地の所在地大字江刈内第31地割内、合計４筆、地目　畑、1.3ｈａ、譲受人が大字大坊６地割の58歳の男性の方です。譲渡する人が、大字江刈内31地割の59歳の男性の方です。譲渡す理由は、相手方の要望による増反で、耕作面積は、378,576㎡、家族数８人、耕作者数５人、合計４筆総額120万円です。場所は、８ページ岩瀬張の＊＊＊地区の牧草地等になります。

次は、受付番号６番、大字五日市第10地割の畑、合計３筆で約１反部、土地の譲受人は、大字沼宮内第36地割の57歳の男性の方、譲渡人は、盛岡市にお住まいの59歳の男性の方です。金額は、総額で1,263,000円。位置につきましては、９ページをご覧になって下さい。譲渡す方の宅地の裏側の山に面した農地となります。

次は、受付番号７番農地法第３条の規定による農地の所有権移転の贈与でございます。大字土川第１地割の11筆、畑２町７反、水田約１町、合計で約３町７反の農地でございます。譲受人が、大字土川第１地割の59歳の男性の方で譲渡人が大字土川第１地割の81歳の男性の方です。親子間で一括贈与するものであります。面積が、

37,764㎡になります。位置につきましては、12ページになります。自宅の周辺に11筆ございます。３条については、現地確認をすることにしていますので、この後調査担当の方からも報告していただきます。

５ページの受付番号８番、午前中に現地確認をしてきたわけですが、ここは、耕作放棄地の再生事業の一環として協議会幹事会のほうで現地確認をしております。５月の21、27日に協議会の方で２回現地を確認しており、交付金対象の事業として適切かどうか、使用貸借が適切かどうか、確認しております。いずれ、この方は女性の方ですけれども６月に入ってから相続登記を完了し、６月の総会に提出となりました。

借受人の農家の方は、農地を全部耕作しており農機具等もそろっております。キャベツをここに栽培する予定であり、権利取得後の従事条件は、この世帯は皆農業に従事するものであります。周辺農地への影響も支障がないものです。よって、今回の案件は、法令等の審査基準に遵守しており、問題ないものと確認しております。以上です。

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

８番細野委員　議案第１号受付番号５番について、現地は、私の地区にありますので、８番の私の方から報告いたします。農地の利用状況ですが、現在権利をもつすべての農地を耕作しており、耕作農地も自ら耕作を行う予定です。計画では、牧草を栽培する計画で農機具による労働力は確保されております。権利取得後も常時従事状況ですが、本人も含め世帯主は現在基本的な農作業に従事しており、取得後も農作業に従事する見込みです。周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。

よって今回の案件は、法令等の審査基準に遵守されております。以上報告致します。

13番佐々木委員　受付番号６の件ですが、場所は＊＊＊の裏になりますが、傾斜地の農地で規模としては小さいですが、周辺地域との関係も問題ないものと確認しています。よって今回の案件は、法令等の審査基準に遵守されております。以上です。

14番田中委員　受付番号７番について報告致します。この農地は全て耕作しております。野菜等を作付けしており、農器具労働力は適切で、権利取得後は本人も含め農作業に従事ということです。周辺農地、地域との関係も問題ないものと確認しております。

よって、今回の案件は、法令等の審査基準に遵守されております。以上報告終わります。

議　　長　現地調査の報告が、終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

18番松本委員　受付番号５番の件ですが、譲渡人の方は59歳ということですが、この方はどうして売買するのか、経営を縮小するのか或いは、離農するために売買するのかその辺の状況は如何ですか。

事　務　局　　譲受人の農地が、譲渡す方の農地の間にあって、譲渡人の農地を通らなければならないので作業し易くしたいということでした。譲渡人は面積的には減ってしまいますけど、作業効率のことを考えて、売買をするということであります。

８番細野委員　基本的には農地が減って規模縮小になりますが、結構土地のある方で大根と自家消費米、販米をやっていて、面積が減るということは縮小ということになるかもしれませんが、相対的には縮小にならないかもしれません。以上です。

議　　長　他に質問ありませんか。

１番　幅委員　６番ですが、1,263,000円で高いようですが、買ってここで農業をやる訳ですか。

事　務　局　　傾斜が強いので、ブルーベリーを植えるという計画です。

議　　長　他にございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　続きまして、議案第２号農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり農地法の適用外証明が提出されたので可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　　資料は14ページとなります。農地法の適用外証明願承認についてです。受付番号は７番から９番までの３件です。７番は、大字大坊５地割、畑261㎡、申請人が、大字大坊５地割の46歳男性の方です。現在、住宅及び車庫になっていて、昭和52年頃

に畑に農業用機械車庫を建築。更に、昭和62年頃に住宅を建てて現在に至るという申請がなされています。場所については、16ページ岩瀬張の自宅がございますが、その場所です。

受付番号８番大字久保第９地割、登記地目が田、面積119㎡、申請人は、大字久保第９地割の46歳の女性の方です。現在は、雑種地になっております。平成元年頃から雑種地といいますか、通路の一部といいますか、砂利等を敷いて通路の一部になっています。この方は以前にも、適用外の証明願を出されておりますが、１筆証明願が残っていて、今回、漏れに気がついたので119㎡の小さい面積ですが、申請が出された訳です。

受付番号９番は、大字沼宮内第28地割、登記地目が田、912㎡ということで、現在農作業用の物置と車庫になっています。昭和61年頃建築、そして増築等をおこなっているということです。位置につきましては、20ページになります。自宅のすぐ隣になります。この３件につきましては、現地確認をしておりますので、代表委員から現地調査の報告をお願いします。

議　　長　　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いします。

13番佐々木委員　議案２号受付番号７番の＊＊＊さんのところですが、周辺農地、地域にも影響がないものと確認しました。受付番号８番の件ですが、前回も申請した所で取り残した分です。何ら周辺に影響がないと思われます。受付番号９番の件ですが、昭和61年頃から自宅の前に車庫と資材倉庫として使っていましたが、何ら周辺には影響がないと思われます。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質問ありませんか。

（なしの声）

議　　長　その他ございませんか。無いようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第２号農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることに、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

議　　長　次に追加議案に入ります。議案第３号買受的確証明願に対する意見の決定についてです。事務局から説明願います。

事　務　局　　資料は別冊になります。買受的確証明願に対する意見について、受付番号１番、土地の所在が、大字土川第６地割の合計６筆、登記地目が田11,433㎡、申請人は大字川口第９地割の60歳男性の方で、営農状況は合計で15,403㎡の耕作面積です。現所有者が、大字坊第２地割の方の共有名義になっております。いずれ、この６筆の農地を買い受けたいということで受け付けております。資料には証明願の写しを添付しており、場所につきましては、一方井の土地改良区内にある農地となります。以上です。

議　　長　説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かございませんか。

（なしの声）

18番松本委員　この場所は、一方井土地改良区内になりますね。この方の詳しい事情をお願いします。

議　　長　７番黒澤委員から説明お願いします。

７番黒澤委員　この農地６筆全部、土地改良区の区域内に入っています。土地改良して、今は＊＊＊さんと＊＊さんの二人の共有になっておりますが、その前は＊＊＊さんという旦那さんの土地でした。旦那さんの所有時に、改良区あるいは農業委員会に、農地として使用するので水田を盛り土したいということで、盛り土の申請がありました。当時は、改良区の方も県の土地改良事業を盛んにしていたころで、県の意向も聞いて、そして農地として使用するのであればいいですということで、改良区の方でも盛り土を許可する。そして、農業委員会にも盛土の申請をして、許可をいただいたということで終わっているはずです。そういう形で盛土をした訳です。その後何年かは、転作の奨励金をいただいた形で、いずれ草を刈ったりしてやってきたということです。ところが、＊＊＊さんになってから放置状態ということで、農業委員会も改良区もそれをみて、適正な対処をしなさいということで、注意しましたけどいずれそのままの状態です。一時、ここに養護施設のようなものを建てるという話で自分勝手に動いたようですけど、売却とかには進展なかったようです。その後、裁判所のほうに黒内の＊＊＊さんが担保設定者になっているので、競売の申し立てをして競売執行。新聞にもだいぶ前に競売執行の裁判所の公告があり。その後、札をいれて適確証明書を申請して取得すると想像しております。いずれ＊＊＊さん・＊＊＊さんは全然耕作できるような状態ではありません。競売で執行になり、移転になれば、適正に管理がなされるのではと期待しています。＊＊＊さんは、＊＊＊さんの、妻の父となります。以上です。

議　　長　ほかにございませんか。

12番岩﨑委員　競売価格は、現況田ということになりますが、田ではない訳ですね。何も植えた形跡がなく、荒らしている状態ですか。農業委員会とすれば、誰が売り買いしてもいいと思いますが、問題は買った人があの土地を農業ではなく使う場合に、農業委員会が認めて後は、関係ないよとなればいいかもしれないが、ものによっては問題が起きると思います。今でも、交通安全上あの場所は駄目ですよ。土を盛っているので不適切です。それを黙認して、そのままで、問題解決をしないというまま競売に証明書を出していいものですか。

事　　務　　局　当時、田に土を盛って牧草をやりたいという、形状変更届は提出されております。転作を可とした年もあろうかと思いますが、近年では、草が生えているような状況です。確かに以前は、人夫を頼んで草を刈った時もありましたが、最近では、経済的に大変なのか、草が生えている状況です。

今回、買受適格証明願を提出されるにあたり、願人から事情を聴き、川口から通うのは大丈夫なのかということを確認したところ、距離的には大丈夫であるとのことです。また、適切な作付け等を行い、草を刈って、行く行くは、牧草畑として畜産農家に貸したいということです。

議　　長　他にございませんか。

（なしの声）

議　　長　なしということですので、質疑を打ち切り採決に入らせていただきます。議案第４号「買受適格証明願に対する意見の決定について」可とする意見にご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、可とする意見に決定いたします。

（なしの声）

議　　長　ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第28回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会時刻　午後２時21分）

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長　　印

16番　　印

18番　　印